

災害時等における協力に関する基本協定

(目的)

第1条 成田空港圏自治体連絡協議会を構成する成田空港周辺9市町（成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町及び横芝光町をいい、以下総称して「甲」という。）と成田国際空港株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生した場合における、協力に関する基本的な事項を定めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(協力の種類)

第2条 本協定による協力の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(協力要請)

第3条 甲のうち協力を要請しようとする市町は乙に対し、電話等により協力を要請するものとする。

- 2 協力を要請した市町は、乙に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 協力要請を受けた乙は、協力可能な内容を電話等により要請した市町に連絡し、その後直ちに協力を実施するものとする。協力できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

(自主協力)

第5条 甲から協力要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に協力することを必要と認めた場合、乙は、自主的に協力を行うものとする。

- 2 前項の場合において、協力を行おうとする際、乙は、協力の内容をあらかじめ電話等により甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条により協力を要請した場合の協力を要した費用は、原則として、協力を受けた市町が負担するものとする。

2 前項の費用の支弁時期、費用の請求及び支払いに関する事務手続きについては、協力を受けた市町と乙の間で協議して定める。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、協力を受けた市町と乙の間で協議して定める。

(協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項については、別途協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、本協定は、有効期間満了の翌日から更に1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

附則

本協定締結を証するため、甲及び乙は、本協定書10通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和2年3月25日

甲 千葉県成田市花崎町760番地
成田市
成田市長 小泉 一成

千葉県富里市七栄652番地1
富里市
富里市長 五十嵐 博文

千葉県香取市佐原口2127番地
香取市
香取市長 宇井 成一

千葉県山武市殿台296番地
山武市
山武市長 松下 浩明

千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番地
栄町
栄町長 岡田 正市

千葉県香取郡神崎町神崎本宿 1 6 3 番地
神崎町
神崎町長 椿 等

千葉県香取郡多古町多古 5 8 4 番地
多古町
多古町長 所 一重

千葉県山武郡芝山町小池 9 9 2 番地
芝山町
芝山町長 相川 勝重

千葉県山武郡横芝光町宮川 1 1 9 0 2 番地
横芝光町
横芝光町長 佐藤 晴彦

乙 千葉県成田市成田国際空港内N A Aビル
成田国際空港株式会社
代表取締役社長 田村 明比古